平成二十七年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第四号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十六条第一項の規定を実施するため、水銀による環境の汚染の防止に関する法律の規定に基づく立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令を次のように定める。

主務大臣がその職員に携帯させる水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二十六条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この命令は、法の施行の日から施行する。

附　則（令和元年六月二八日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別記様式

別記様式

（表面）

第　　号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 26 条第２項の規定による立入検査等をする職員の身分証明書

←３センチメートル→

↑↓ センチメートル ↓

写真

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発行者名　　印

（裏面）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（抜）

（立入検査等）

第 26 条　主務大臣は、この法律の施行に必要の限度において、その職員に、許可製造者、新規造水銀使用製品製造者、水銀類似物質者、ここは水銀含有汚染物質管理者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験に必要の限度において試験を無償で収去させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査、質問又は収去をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第 28 条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第 4 条第１項若しくは第 9 条第１項の許可、第 14 条の規定による許可の取消し、第 9 条第２項、第 11 条第２項若しくは第 14 条第２項の規定による届出の受理、第 15 条、第 23 条第２項若しくは第 23 条第２項の規定による届出、第 22 条第１項若しくは第 24 条第１項の規定による届出の受理、第 25 条の規定による届出の確認又は第 26 条第１項の規定による立入検査、質問若しくは収去に関する事務については、これらの事務に係る特定水銀使用製品の製造に係る事業、新規造水銀使用製品の製造に係る事業、水銀類似物質の付う事業又は水銀含有汚染物質管理の付う事業を所管する大臣

三・四　（略）

２　（略）

第 33 条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第 26 条第１項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同等の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考

1　用紙の大きさは、日本産業規格 B８とすること。

2　発行者名は主務大臣とする。